令和3年経済センサス - 活動調査の概要

1. 調査の目的

経済センサス - 活動調査は、全産業分野の売上(収入)金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的としています。

2. 調査日

令和3年6月1日

なお、「調査事項」のうち、売上(収入)金額、費用等の経理事項は、令和2年1年間 の値を把握している。

3. 調査の意義

- ・国民経済計算や産業連関表の基礎資料を得るため、原則として全産業をカバーする 一次統計の情報の整備をします。
- ・サービス経済化の進展に伴い、国民経済に占める第3次産業のウエイトが高くなっていることから、この分野の統計情報の体系的整備をします。

事業所・企業を対象とする各種統計調査に提供する標本調査のための抽出条件、裾切り 条件、母集団復元のためのベンチマーク情報等の母集団情報の整備をします。

- ・産業ごとの統計では当該産業に係る経済活動の実態しか把握できない一方、事業所・ 企業の経済活動が多角化していることから、経済活動の多角化に対応した統計情報及び 母集団情報の整備をします。
- ・県民経済計算・市民経済計算や地域産業連関表の基礎資料として、また、地域の実情に応じてきめ細かな施策を展開していくための基礎資料として、地域の経済活動に関する一次統計の整備をします。
- ・地方消費税の清算、中小企業振興のための補助金分配等の行政施策のための基礎情報の整備をします

4. 調査対象

以下に掲げる事業所を除く全国全ての事業所及び企業が対象です。

- ・日本標準産業分類大分類A-農業、林業に属する個人経営の事業所
- ・日本標準産業分類大分類B-漁業に属する個人経営の事業所

- ・日本標準産業分類大分類N-生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類792-家事サービス業に属する事業所
- ・日本標準産業分類大分類R-サービス業(他に分類されないもの)のうち、中分類96
- 外国公務に属する事業所

なお、この調査は統計法に基づいた報告義務のある調査です。

5. 調查事項

調査は、(1)国及び地方公共団体の事業所以外の事業所に対する調査(以下「甲調査」という。)と、(2)国及び地方公共団体の事業所に対する調査(以下「乙調査」という。)の2つの調査から成り、主な調査事項については、以下のとおりです。

(1) 甲調査

〈基礎項目〉

名称及び電話番号,所在地,経営組織,従業者数,主な事業の内容 など 〈経理項目〉

資本金等の額及び外国資本比率,売上(収入)金額,費用総額及び費用項目, 事業別売上(収入)金額など

(2) 乙調査

〈基礎項目〉

名称, 所在地, 職員数, 主な事業の内容

6. 調査の方法

(1) 甲調査

ア 調査員調査

都道府県知事が任命した調査員が事業所に調査票を配布し、インターネットによる回答又は記入済みの調査票を回収する方法により行います。

イ 直轄調査

国、都道府県及び市が、民間事業者等を活用し、企業の本社などに傘下の事業所の調査票を一括で郵送配布し、インターネットによる回答又は記入済みの調査票を回収する 方法により行います。

また、令和3年経済センサスー活動調査と同時に実施する個人企業経済調査の調査対象企業の事業所も、同様の方法により行います。

(2) 乙調査

国の事業所にあっては総務省が、都道府県の事業所にあっては都道府県が、市町村の事業所にあっては市町村が電子メールにより「調査票(乙)」を事業所ごとに配布します。 調査への回答は、オンライン(政府共通ネットワーク又はLGWAN)により行います。